

中野区 幼児教育・保育無償化のご案内

2026 年度

2026 年5月発行



～現況調査・請求用～

(認可外保育施設等向け)

申請までの流れ

このご案内は、幼児教育・保育無償化による補助を受けるための施設等利用給付認定（以下「新認定」という）の現況調査及び施設等利用費請求手続きについて説明しています。以下の通りお手続きを行うことで、保育料の補助を受けることができます。

1



新認定の確認

新認定を取得済みであることを確認。

P.2 へ

2



現況調査の準備

新認定の申請時期から現況調査の対象であるかを確認し、対象である場合は必要書類を準備。

P.2～3 へ

3



補助金の請求準備

利用している施設が補助対象であるかを確認し、必要書類を準備。

P.4 へ

4



書類の提出先・お問合せ

〒164-8501 中野区中野四丁目 11 番 19 号 3 階子ども総合窓口

「1 新認定の確認」及び「2 現況調査の準備」に関すること

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係
03-3228-5793（平日 8:30～17:00）

「3 補助金の請求準備」に関すること

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係
03-3228-5681（平日 8:30～17:00）



1 新認定の確認

新認定の確認方法

幼児教育・保育無償化の対象となる新認定申請者には、中野区から申請保護者宛に新認定の通知書(施設等利用給付認定通知書)を送付しております。お手元にある新認定の通知書で対象の有無および対象期間をご確認ください。

以下に該当する場合はお手続きが必要になります。

- ・新認定(新2号認定・新3号認定)を取得していない方や認定証の再交付を希望される方
必要書類をご確認のうえご提出ください。
こちらより電子申請可能です。
申請後、「3 補助金の請求(P.4)」に進んでください



2 現況調査の準備

現況調査とは

中野区で認定中の児童について、新認定の要件が引き続きあるかどうかを確認するため、毎年度1回現況調査を実施します。書類の提出が無い場合や要件の確認ができない場合は、認定が取消となることがありますので、必ずお手続きください。

対象者

2026年3月31日までに新認定の申請を行い、新2号認定または新3号認定を取得している方

必要書類

- ①現況届
 - ②保育の必要性を確認できる書類(父母それぞれ1部ずつ)
- ※必要な書類は P.3「保育の必要性の事由および各要件ごとの必要書類」をご確認ください。

提出期限

2026年7月10日(金)17時

書類の提出方法

電子申請	原則、電子申請での提出をお願いいたします。 必要書類はフォーム内に添付していただきご申請ください。
郵送	〒164-8501 中野区中野四丁目 11 番 19 号 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。
窓口	中野区役所(本庁舎)3階 子ども総合窓口



保育の必要性の事由および各要件ごとの必要書類

就労	会社員・パート・派遣社員等の場合(出産予定・産休中・育児休業中を含む)
	就労証明書(区様式)
	自営業(親族経営を含む)・経営主の場合(出産予定・産休中を含む) ① 就労証明書(区様式) ② 令和7年分の所得税の確定申告書(一表と二表)または源泉徴収票のコピー ※②の書類をご提出いただけない場合→下記の①と②をご提出ください ① 仕事内容や資格がわかるもののコピー(営業許可証、開業届等) ② 収入の証明(報酬の記録、通帳のコピー等)
就学	① 在学証明書のコピー ② スケジュールの確認ができるもののコピー(時間割表等) ③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー
疾病	診断書(区様式)
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
親族の介護・看護	① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー ② 介護・看護の週間スケジュール
災害復旧	り災・被災証明書のコピー

《提出における注意点》

- ・審査の関係上、追加で書類をご提出いただく場合があります。
- ・「保育の必要性を確認できる書類」を 2026 年4月2日以降に認可保育所の申込み等で提出しており、その後現在まで内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。
- ・現況調査の時期以外でも、別紙「家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表」に該当する場合には、変更があった日から2週間以内を目安に書類の提出が必要です。
- ・現況調査の時点で必要な手続きをしていなかったことに気づいた場合は、現況調査の提出書類に加えて、別紙「家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表」に記載されている書類の中で不足する書類もあわせてご提出ください。

3 補助金の請求準備

補助対象者

新認定(新2号認定・新3号認定)を有効に取得している方。

※上記新認定による保育の必要性の認定を有する期間が施設等利用費の給付対象となります。

補助対象施設

施設所在地の区市町村から幼児教育・保育の無償化に伴う確認を受け、認可外保育施設の指導監督基準を満たした認可外保育施設等(企業主導型保育所を除く)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業が対象になります。

ファミリー・サポート事業で実施している活動の中には無償化対象に含まれるものと含まれないものがあります。詳細は、「中野区ファミリー・サポート事業 一般援助活動報告書」をご確認ください。

※企業主導型保育所に在籍している方は、施設等利用費は補助対象外です。ただし、保育料が減額や無償になることがあります。0～2歳児クラスで非課税世帯の方は、利用している施設にその旨をお伝えください。

※指導監督基準を満たさなくなり、証明書の返還を求められた場合は補助対象外の施設になります。そのため、補助対象施設であるかは、定期的にご確認ください。

中野区内の施設に関しては、区HP「無償化対象施設一覧」をご確認ください。
区外の施設に関しては、東京都福祉局のHPよりご確認ください。

中野区内 中野区外



必要書類

	提出書類	提出回数
1	施設等利用費請求書(区様式) ※電子申請の場合は提出不要	各支払い期ごと
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(区様式) ※上記書類は利用した認可外保育施設へ記載を依頼してください。なお、ファミリー・サポート事業の利用分については、事業者が発行する「活動報告書兼領収書」をご用意いただければ不要です。	各支払い期ごと
3	請求者の本人確認書類のコピー 顔写真つき証明書(1点)… マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、パスポート、障害者手帳、在留カード(両面)等 または 顔写真なし証明書(2点)… 年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	各支払い期ごと

書類の提出方法

電子申請	原則、電子申請での提出をお願いします。 こちらより申請可能です。 	②の特定子ども・子育て支援提供証明書 兼領収書や追加書類を遅れて提出する 場合は、こちらより 申請可能です。 
郵送	〒164-8501 中野区中野四丁目 11 番 19 号 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。	
窓口	中野区役所(本庁舎)3階 子ども総合窓口	



紙での申請をご希望の場合は、右記よりダウンロードするか、中野区窓口でお受け取りください。

補助金額

クラス	ひと月当たりの限度額
0～2歳児クラス(住民税非課税世帯のみ)	42,000円
3～5歳児クラス	37,000円

※施設等利用費の対象となるのは、保育料に限ります。食材料費、日用品、文房具、行事参加費、送迎費等は給付対象とはなりません。

※認可外保育施設と一時保育の併用など、ひと月に複数の施設・事業所を利用する場合も、上記金額が施設等利用費の上限額となります。

※認定の開始日・終了日が月途中の場合又は転入・転出の場合は月の上限額が日割り計算となる場合があります。

※10月以降は補助上限額が以下のように変更されます。

クラス	ひと月当たりの限度額
0～2歳児クラス(住民税非課税世帯のみ)	45,700円 (+3,700円)
3～5歳児クラス	40,300円 (+3,300円)

請求期限及び支払予定日

	請求対象期間	請求受付期限	交付予定時期
第1期	2026年4月～7月分	2026年7月10日(金)	2026年9月30日(水)
第2期	2026年8月～11月分	2026年11月13日(金)	2027年1月29日(金)
第3期	2026年12月～2027年3月分	2027年3月12日(金)	2027年5月14日(金)

※2026年4月以降利用分の請求を第2・3期にまとめて行うことも可能です。

※特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書のみ申請対象期間の翌月15日まで提出を受け付けていますが、それ以外の書類は上記期限までに提出が必要です。